

平成 20 年 12 月 12 日

指定管理者の指定について（練馬区立大泉交通公園）

1 内 容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、練馬区立大泉交通公園の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

アゴラ造園株式会社

(2) 所在地

東京都練馬区高松六丁目 2 番 1 8 号

(3) 代表者

代表取締役 高橋 一輔

3 指定の期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで（3 年間）

4 選定の経過

平成 20 年 4 月 25 日	第 1 回指定管理者選定委員会 (業務の範囲、利用料金制の採用、応募資格、評価基準、指定の期間、募集要項の検討)
6 月 20 日	第 2 回練馬区議会定例会 (練馬区立大泉交通公園管理条例改正案議決)
7 月 29 日	第 2 回指定管理者選定委員会 (募集要項の検討)
8 月 1 日	募集要項配布開始
8 月 19 日	募集説明会（参加団体数 5）
9 月 10 日～19 日	応募書類受付（応募団体数 2）
10 月 9 日	経営診断委託

10月29日・30日 施設実地調査

11月4日 第3回指定管理者選定委員会

(プレゼンテーション、ヒアリングの実施および
評価・採点、指定管理者候補決定)

5 選定の理由

選定に当たっては、応募団体の企画書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、当該団体については、練馬区立大泉交通公園を運営するに当たり、以下の点が優れていると判断した。(審査結果は、別表のとおり)

なお、第3回指定管理者選定委員会では、有識者委員2名を加えて評価を行った。

(1) 団体運営の透明性・公正性

個人情報に関する社内規定に加え、既に指定管理者となっている区立向山庭園についても区立向山庭園指定管理者個人情報保護規程および情報公開規程を整備済みであり、区立大泉交通公園指定管理者個人情報保護規程および情報公開規程を整備する提案を行っており積極的な取組みが見込まれること。

(2) 団体運営における法令等の遵守状況

就業規則および賃金規則を整備しており、それに基づく運用が行われていること。

また、企業として法令順守の姿勢を明確化していること。

(3) 運営実績

平成18年度から区立向山庭園の指定管理者の指定を受け、十分な実績を有していること。

(4) 効率的運営・効率化への取組み

効率的な運営を図るため、職務に応じた雇用形態の職員を配置し、施設点検マニュアルおよび点検表による施設等の効率的な維持管理の提案を行っていること。

また、利用促進のための提案事業については、経費縮減の点も考慮しながらNPO法人等と連携した提案を行っていること。

(5) 受託への熱意・意欲

「交通知識の向上を図る」「子ども達の安全・安心を守る」「公園本来の魅力を追求する」ことを柱として、自社の専門性とノウハウを最大限活用し大泉交通公

園ファンを増やし利用の促進を図ることを基本方針としていること。

また、利用者の意見・要望を把握するための目安箱の設置など顧客ニーズの把握のための積極的な提案を行っていること。

(6) 施設管理および利用者の安全性への配慮

施設点検マニュアルに基づく巡回点検や定期点検の実施、危機管理マニュアルに基づく訓練や職員教育の実施、事故対応マニュアルの整備等、安全性に配慮した積極的な提案を行っていること。

(7) 施設管理運営体制

現在のサービス水準の維持・向上、利用者ニーズへの対応、質の高いサービス提供について、現状をより良く改善するための様々な具体的な提案が示されていること。区の施設運営方針等への理解・協力も十分であること。

(8) 利用者への対応

接遇マニュアル、苦情対応マニュアルの整備と定期的な訓練の実施、コミュニケーション能力向上研修等の実施など、より良い利用者対応に向けた提案を行っていること。

(9) 職員の育成

職務に応じた研修の体系的な実施、定期的な訓練の実施による職員のスキルアップの提案を行っていること。

(10) 団体の理念・姿勢

「お客様からの信用を第一に考える」「顧客満足の更なる向上を図るための技術の向上」という団体の経営理念が明文化されており、この経営理念を基にした提案内容となっていること。

(11) 区内事業者の活用・区民雇用の促進等

当該団体は区内事業者であり、当該施設の従事職員については地域からの人材雇用を優先し、中高年の雇用についても積極的に行うとしていること。

問い合わせ先

練馬区環境まちづくり事業本部土木部公園緑地課管理係

電話 03(5984)1359 FAX 03(5984)1237

指定管理者（アゴラ造園株式会社）の評価結果
（練馬区立大泉交通公園）

別表

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 利益を上げる能力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	3点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	4点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	4点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足る実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	5点	4点
5 効率的運営・効率化への取組み (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 交通公園の設置目的を踏まえた具体的で独創的な提案内容	10点	8点
7 施設管理および利用者の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢 (4) 損害・賠償保険への加入 (5) 普通救命講習を受講した職員の配置の有無 (6) 事故対応のマニュアルの有無（救急車の手配、医療機関名簿等）	15点	15点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持と向上への取り組み提案 (2) 利用者ニーズに対応するための提案内容 (3) 質の高いサービス提供に向けた提案内容 (4) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (5) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力	10点	8点
9 利用者への対応 (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組み	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区内事業者の活用・区民雇用の促進等 (1) 区内事業者 (2) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む） (3) 再委託における区内事業者の活用 (4) 物品の区内業者からの調達	15点	12点
合計	100点	82点